

全日本アンサンブルコンテスト山口県大会、全日本吹奏楽コンクール山口県大会 及び全日本マーチングコンテスト山口県大会における審査員決定に関する内規

■第1章 審査員候補の推薦

第1条 常任理事は、次の(1)(2)の審査員候補として推薦する人物を各地区でとりまとめ、指定された期日までに、事務局まで報告する。

(1) その年度の「全日本アンサンブルコンテスト山口県大会」の審査員候補を、「近県の木管」「近県の金管」「近県の管楽器以外」の3分野別に推薦する。

(2) 翌年度の「全日本吹奏楽コンクール山口県大会」の審査員候補を、「近県の木管」「近県の金管」「近県のコントラバス」「近県の打楽器」「近県の指揮」「近県の作曲」の6分野別に推薦する。

ただし、上記(1)(2)とも、推薦にあたっては次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 同一の部において、同一人物が2つ以上の分野にまたがらない。
- ・ 各分野の推薦人数は次の通りとする。該当者なしも認める。
木管・金管は各2名以内、その他は各1名以内。
- ・ アンサンブルコンテストにおいては、3年連続選出となる人物を推薦しない。
- ・ 吹奏楽コンクールにおいては、同一の部で3年連続選出となる人物を推薦しない。
- ・ 「近県」とは、主となる居住地が山口県以外の西日本（近畿以西）である人物をさす。

第2条 常任理事からの推薦をまとめた結果、同一の部において、同一人物が2つ以上の分野にわたって推薦されている場合は、事務局長の判断により、いずれかの分野にまとめる。

第3条 常任理事は、推薦した審査員候補者の資格について、総会後に変動や疑義が生じたときは、速やかに理事長まで連絡する。

■第2章 近県の審査員候補への交渉順位の決定

第4条 事務局は、常任理事から推薦された審査員候補をとりまとめ、常任理事会において、審査員への交渉順位を決定するための選挙を行う。

第5条 議決権者は、前条の選挙において、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストについての投票を行う。投票できる人数は、次に定めた人数以内とする。

1 その年度の「全日本アンサンブルコンテスト山口県大会」の審査員候補は、「近県の木管」から2名、「近県の金管」から2名、「近県の管楽器以外」から1名以内とする。

2 翌年度の「全日本吹奏楽コンクール山口県大会」の審査員候補は、「近県の木管」「近県の金管」「近県のコントラバス」「近県の打楽器」「近県の指揮」「近県の作曲」の6分野からとし、各分野から選ぶことができる人数は、次の通りとする。

- ・ 「近県の木管」から2名以内
- ・ 「近県の金管」から2名以内

- ・ 「近県のコントラバス」から1名以内
 - ・ 「近県の打楽器」から1名以内
 - ・ 「近県の指揮」から1名以内
 - ・ 「近県の作曲」から1名以内
- (ただし、木管・金管・コントラバスを合わせて4名以内)

第6条 第4条による選挙において、次の条件をすべて満たした投票を有効とする。

- (1) 投票用紙に、山口県吹奏楽連盟理事長印が押印されている。
- (2) 投票した人数が、第5条~~の3~~に定められた人数以内である。

第7条 第5条の投票後、開票を事務局で行い、各分野で得票数の多い候補者から順に、事務局が交渉する。
同一分野において得票数が同じ候補者については、その交渉順位を事務局が決定する。

■第3章 居住地を限定しない審査員候補への交渉順位の決定

第8条 吹奏楽コンクールにおいて、居住地を限定しない審査員（以下、中央審査員と称する）を1名おく。

- 2 中央審査員の主となる居住地は、山口県を除く日本全国を範囲とする。
- 3 中央審査員の分野は、「木管」「金管」「打楽器」「指揮」「作曲」から一とする。

第9条 事務局は、常任理事から推薦された中央審査員候補をとりまとめ、常任理事会において中央審査員への交渉順位を決定するための選挙を行う。

第10条 議決権者は、前条の選挙において投票を行う。

第11条 投票後、各分野で得票数の多い候補者から順に事務局が交渉する。

■第4章 審査員の決定

第12条 審査員の決定は次の通りとする。

- (1) 中央審査員を、交渉順位にしたがって他の審査員に優先して交渉し、決定する。
- (2) 前項の審査員が決定した後に、他の審査員を交渉順位にしたがって交渉し、決定する。
 - ① 中央審査員の専門分野は、第5条~~の3~~に定めた数に含める。
 - ② 「木管」「金管」については、専門楽器が重複しないように交渉する。

第13条 前条による交渉の結果、審査員が決定しない分野が生じた場合は、常任理事会はその分野から新たに審査員候補を選出し、事務局が交渉、決定する。

第14条 前条による交渉にもかかわらず審査員が決定しない場合には、事務局は新たに審査員候補を選出し、交渉・決定する。その場合は、分野を問わない。

■第5章 全日本マーチングコンテスト山口県大会にかかる審査員の決定

第15条 事務局は、理事長の指示により審査員への交渉順位を決定し、交渉する。

第16条 審査員は、管楽器奏者、打楽器奏者、マーチング指導者を中心に分野のバランスを考慮し、3名を選出する。

第17条 事務局は、前条の審査員とは別に、マーチングコンテストの部における「規定課題」の審査員を1名選出し、交渉・決定する。

■第6章 その他

第18条 事務局は、当該年度の開催要項を発表する時までに審査員を決定し、会員に報告しなければならない。

第19条 前条までの事項に該当しない事実が発生した際は、理事長の指示により事務局が対処し、事後常任理事会に報告する。

第20条 この規定は、常任理事会の議決により改定することができる。

付 則 この規定は平成17年3月4日より効力を発する。
 この規定は平成30年6月1日より効力を発する。（一部改定）
 この規定は令和7年2月21日より効力を発する。（一部改定）